

令和5年第2回大石田町議会臨時会会議録

令和5年3月28日(火) 大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(大山二郎君) 午前10時00分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1番 二藤部冬馬君	4番 岡崎英和君	7番 大山二郎君
2番 今野雅信君	5番 村形昌一君	9番 齋藤公一君
3番 熊谷富太郎君	6番 小玉勇君	10番 芳賀清君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町長	村岡藤弥君	保健福祉課長	八鍬誠君
副町長	高橋慎一君	産業振興課長	
教育長	本多諭君	(兼)農業委員会事務局長	遠藤秀樹君
総務課長	土屋弘行君	建設課長	鈴木太君
まちづくり推進課	大沼進悟君	教育文化課長	小林基流君
町民税務課長 (兼)会計管理者	早坂勝弘君	総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	青藤佳幸
議会事務局議会主査	有川隼人

提出議案目録

議案第22号	令和4年度大石田町一般会計補正予算(第7回)
議案第23号	大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第24号	大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 事 の 経 過

1. 議長(大山二郎君)

おはようございます。

ただ今から、令和5年第2回大石田町議会臨時会を開会いたします。

出席議員数も定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 村 形 昌 一 君、

6番 小 玉 勇 君を指名いたします。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長 今 野 雅 信 君。

1. 議会運営委員会委員長(今野雅信君)

おはようございます。

それでは、私のほうから議会運営委員会の結果について報告いたします。

去る3月20日告示、本日招集されました令和5年第2回大石田町議会臨時会の会期・議事運営等について、本日午前9時30分から議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し慎重に協議した結果、本臨時会は皆さんのお手元に配付している会期・議事日程のとおりであります。

すなわち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆さんのご賛同をいただきたいと思います。

はじめに、ただ今、報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案3件を上程し、提出議案について町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明をしていただきます。

補足説明終了後、本会議を休憩していただき、議場において全員協議会を開催し、本臨時会の議案説明をお願いしたい考えであります。

全員協議会終了後、ただちに本会議を再開し、議案の審議をお願いし、終決後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり皆さんのご賛同とご協力をいただき、会議を進めてくださるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

令和5年3月28日 大石田町議会運営委員会委員長 今 野 雅 信。

1. 議長(大山二郎君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。(議員:「なし。」)異議なしと認めます。したがって、会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 議案第22号から日程第5. 議案第24号まで以上3件を一括して議題として上程いたします。

日程第6. 町長から上程議案についての提案理由の説明を求めます。大石田町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

おはようございます。

本日、第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年度末のお忙しい中ご出席をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、日ごろより町政各般にわたって特段のご指導、ご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、ただ今、上程になりました議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第22号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第7回)」であります。

既決の予算から歳入歳出それぞれ2億7,062万9,000円を減額して、予算総額64億1,489万円とするものであります。

議案第23号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事交流等で採用する職員への給与の支給に当たり、給与の額を調整する必要があるため提案するものであります。

議案第24号「大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

人事交流等で赴任する職員が住所を移転した場合、移転に係る旅費を支給する必要があるため提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。なお、詳細については担当課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

1. 議長(大山二郎君)

続いて、担当課長の補足説明を求めます。総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

では、私から補足説明をさせていただきます。ページ番号につきましては、タブレットのページ番号で申し上げますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に議案第22号についてご説明をいたします。別冊の補正予算書をご覧いただきたいと思えます。

議案第22号、1枚めくっていただきます。令和4年度大石田町一般会計補正予算(第7回)であります。主な内容であります。一つは、違約金請求裁判が確定したことによります歳入歳出予算の精査でございます。

歳入の18ページ、19ページをお開きください。

22款5項3目1節違約金及び延納利息3億1,270万5,000円の減額であります。

次に歳出ですが、めくっていただいて20ページ、21ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費12節委託料。違約金請求に係る裁判等業務委託料1,774万9,000円の減額。

同項3目財産管理費21節補償、補填及び賠償金。補償金としまして334万1,000円の増額。

同項16目まちづくり整備事業費22節償還金、利子及び割引料。国庫の返納金6,768万2,000円の減額。

続いて、12款1項1目22節償還金、利子及び割引料。長期債償還元金2億4,293万9,000円の減額。

以上が、裁判確定によります予算補正でございますが、現予算では満額で予算を計上しておりましたので、判決内容に基づいて算定し精査したものでございます。

その他に、歳入の財政調整基金繰入金では1億6,000万円を減額しておりまして、最終的に8,000万円の繰入を見込んでおります。

その他の歳出では、除雪経費の増額補正も計上しているところであります。

では、すみませんが戻っていただいて、9ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正であります。違約金に係る地方債の償還でありますけれども、消防分署分については今年度で償還が完了いたしました。しかしながら、交流センター分については借入れ先において償還の手続きのできる月が決まっております。そのため、今年度中に償還することがどうしてもできないというふうな見込みになりましたので、補償金及び償還元金の2件を令和5年度繰越明許費として追加して設定するというふうな内容になってございます。

では、議案目録に戻っていただきます。はじめに、議案第23号から説明させていただきます。2ページをご覧ください。

議案第23号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。国または他の地方公共団体との人事交流等で採用する職員へ給与を支給するに当たり、その時点で支給されている給与額を保証するというふうな観点から給与の額を調整する必要がありますので、特別調整手当の支給について定めるため、提案するものでございます。

続いて、議案第24号について説明いたします。4ページをご覧ください。

議案第24号「大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。人事交流等で赴任する職員が住所を移転した場合に、国家公務員の旅費に関する規定と同様に、移転料、着後手当、扶養親族移転料、これらの規定を条文に追加して支給することができるようにするため、提案するものでございます。

以上、3案件の補足説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1. 議長(大山二郎君)

以上をもって、上程議案について、町長の提案理由の説明及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。議員は自席で休憩願います。

休憩 午前 10 時 14 分

(全員協議会 【於:議場】 午前10時20分～午前10時40分)

再開 午前 10 時 50 分

1. 議長(大山二郎君)

再開いたします。

議案の審議を行います。

日程第7. 議案第22号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

この説明資料でお願いします。違約金請求事件のね、対応のことについてちょっと聞きます。この工事1と工事2の真ん中にあるこの裁判費用1,660万ていうのと、660万、この中に弁護士費用の他にこれもあれなんですか、裁判所に払う、払ったお金も一緒になってるわけだよね。そのへんの内訳をちょっと教えてください。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

この資料のですね、裁判費用につきましては弁護士への業務委託料と、裁判所に払った手数料も含まれての金額になりますが、今ちょっと手元にその内訳につきましてはちょっと資料持ち合わせておりませんので、それについてはすみませんが後ほどご提示させていただきたいと思えます。

1. 議長(大山二郎君)

6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

裁判所に払うお金ってこれから考えれば微々たるものだろうなっていう。せいぜい200万とかそんなもんでしょから、後でいいです。

ここに書いてあるこの6,700万円ていうのがまだこれからどうなるかわからない。それから下にあって330万合わせると約7,000万ぐらいがまだ未定の状態だということですよ。なるべく早くして早くきれいになってもらいたいと思うんです。町長どうですかね。

1. 議長(大山二郎君)

町長 村 岡 藤 弥 君。

1. 町長(村岡藤弥君)

まさしく決着していただきたいとそうふうに思っております。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。4番 岡 崎 英 和 君。

1. 4番(岡崎英和君)

それでは、補正予算書タブレットページ20ページをお願いします。

8款2項3目道路除雪費12節委託料5,400万です。詳細な説明がなかったので本会ではございますけども、担当課にお伺いします。

例年、当然排雪のほうのウエイトが90増える傾向がございます。今年度は特に降雪の仕方、局地的な振り方、ランダムなあの休むタイミングのスパンというものがあつたので、近年より増して排雪にウエイトが置かれた逆ざるを得ない内容だったのかなと思えますが、そのへんの除雪費と排雪費のあの掴んでいけば結構ですけども、比率的なもの、排雪費が上がっているように思われますが、担当課説明できますか。お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴 木 太 君。

1. 建設課長(鈴木太君)

今、議員のおっしゃったとおり、今年度は雪の降り方が結構ドカ雪が3回ぐらい来てます。一晩で60cm以上が3回も来てますので排雪にウエイトがかかりまして、全体ですと2億8,700万ぐらいかかるだろうと思っております。昨年が2億9,200万。内訳として除雪費に今年度が1億4,000、

そして排雪に1億4,700というふうなことで、排雪のほうが多くなったというふうな状況でございます。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

あと、またあの除雪時の雪を寄せる場所、あの正直今まではこの場所を提供していましたが、今度はよこさないでほしい。砂利、砂などの影響、またあのたとえばあの園地、農地として畑地として使う場合も、たとえばそばの転作のような場合は何ら問題はないんでしょうが、これがたとえばスイカの園地とかなれば、あの善意で場所を提供したのに最後まで雪残っては仕事ならないためにどうしても排雪せざるを得ない、そういったあの痛し痒しのところもあると思われませんが、そういったあの最近トラブルかなり減ってるように見えますけども、なんか大きいトラブルとか、課長なんか説明できますか。ありますか。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

まさしく議員の言ったとおりでございます。近年やはりうちのところにちょっと押しもらっちゃ困るというふうなところもありますが、地区の区長さんに協力を願ってまた違うところというふうなところで協力をいただいております。ただ、やはりあの絶対おっつけんっていうふうな方もいらっしゃると思います。そのへんは地区と話しながら対応しているところです。

1. 議長(大山二郎君)

4番 岡崎英和君。

1. 4番(岡崎英和君)

そういった地域住民の協力なくして除雪はあり得ないので、よりスムーズな業務遂行、作業遂行になるように担当課として後任の方に繋いでいただきたいと思いますが、最後に一言お願いします。

1. 議長(大山二郎君)

建設課長 鈴木太君。

1. 建設課長(鈴木太君)

大変ありがとうございます。除雪については町のライフラインでありますので、適格に新課長に繋いでいきたいというふうに思います。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第22号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第22号「令和4年度大石田町一般会計補正予算(第7回)」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8. 議案第23号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 小玉勇君。

1. 6番(小玉勇君)

ちょっと、自分の認識がわからないんだけど、去年、一昨年あたりまでですね、副町長が他から来てましたよね。そういう場合のところ、今回のとまたどういふふうに違うんでしょうかね。前のほうはちゃんとそういう、こういう条例があったんですか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

お答えいたします。前回の副町長につきましてはあの特別職でございますので、前回は特別職の給与に関する条例を一部改正したというふうなことでございます。今回につきましては一般職の人事交流というふうなことでありますので、今回は一般職の給与に関する条例の一部改正というふうなことで、この内容的には同じ内容となっております。よろしくお願ひします。

1. 議長(大山二郎君)

よろしいですか。6番 小 玉 勇 君。

1. 6番(小玉勇君)

これと敷衍してというか、他のところのこと聞くのは変だけど、こっちから今度別のところに町の職員が出向するなり何なりして行くわけですよ。その場合だと向こうのその組織でもこういうようなやはり条例みたいなものとかあるわけですかね。それとも町の給料がそのまま行くのか。

1. 議長(大山二郎君)

総務課長 土屋 弘 行 君。

1. 総務課長(土屋弘行君)

人事交流でこちらからですね、行く職員に対する給与につきましては、国家公務員のほうの給与が適用になりますので、国家公務員の給与に関するその規定に基づいて支給されるというふうなことになります。よろしくお願ひします。

1. 議長(大山二郎君)

他にございませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって室を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第23号は原案のとおり可決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認めます。全員賛成と認めます。

よって、議案第23号「大石田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9. 議案第24号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。採決は表決システムにより行います。議案第24号は原案のとおり決するに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れなしと認め確定いたします。全員賛成と認めます。

よって、議案第24号「大石田町一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、令和5年第2回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。町長 村岡藤弥君。

1. 町長(村岡藤弥君)

本日の第2回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急遽ご参集いただき、そして慎重審議のうえ提案いたしました案件を原案のどおり、ご可決、ご同意いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(大山二郎君)

これをもって、令和5年第2回大石田町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦勞様でした。

閉会 午前 11 時 03 分